様式第七号（第十条の二関係）　　令和　４年１２月１６日　　４環資産変第１１７号

許可番号　第１３－１０－０２９５４７号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　東京都大田区羽田四丁目１０番６号

氏　名　　有限会社権田商事
代表取締役　権田　秀之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条第１項　第１４条の２第１項　の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事　小池百合子

許可の年月日　　令和　４年　３月１３日

許可の有効年月日　　令和　９年　３月１２日

１　事業の範囲

（１）　業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

（２）　産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）　（以上１２種類）

（３）　積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず　（以上３種類）

２　積替え保管施設

施設所在地：東京都大田区東糀谷六丁目６番１５号　施設面積：61.5㎡　最大保管高さ：1.25m

産業廃棄物の種類	保管量
廃プラスチック類	フレコンバッグ２袋：２㎥
金属くず	フレコンバッグ２袋：２㎥
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	フレコンバッグ２袋：２㎥
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	フレコンバッグ２袋：２㎥

３　許可の条件

（１）　積替え保管の作業時間は、原則として７時から１６時までとすること。

（２）　積替え保管を行う産業廃棄物の搬入搬出は全て自ら行うこと。

（３）　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

（４）　積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

４　許可の更新・変更の状況

平成　4年　3月　13日　新規許可
令和　4年　3月　13日　更新許可　第６回
令和　4年　12月　23日　変更許可　種類の追加（廃油）

５　積替え許可の有無　　無

６　規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　無

（以下余白）

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

東京都